

平成 30 年 11 月 1 日

## 福祉車両へのドライブレコーダー設置についてのお知らせ

弊会では、公共の交通機関（電車・バス等）での外出が困難な方々（以下、「利用者様」と表記します。）に対し、病院等の生活上必要な施設の移動及び地域行事参加のお手伝いをするため、福祉車両（車イスのまま乗り降りできる車両）の貸し出しサービスをしております。また、習志野市運転ボランティアの会（以下、「習志野市運ボラの会」と表記します。）のご協力の下、目的地まで希望される利用者様には、条件送迎サービスもご提供しております。

近年「あおり運転」等の悪質・危険な運転行為を原因とする悲惨な交通死亡事故が報告されており、福祉車両の送迎サービスを運営する弊会としましても、このような危険な運転行為に利用者様が巻き込まれないようにする方策として、悪質・危険な運転行為を記録できるドライブレコーダーを福祉車両に設置することを検討しており、習志野市運ボラの会からも設置にご理解いただいております。そして、この度、習志野市運ボラの会が、第 11 回「スズキ ガルピッタン アワード（日鉄住金 S G ワイヤ地域貢献賞）」の受賞で授与された活動支援金を用いて、ドライブレコーダー（車両内外の映像及び音声を記録するカメラ機能付き）を習志野市社協に寄贈してくださったことで、ドライブレコーダーの設置が実現する運びになりました。

寄贈いただいたドライブレコーダーにつきましては、順次、福祉車両の前方に設置させていただき、運行中の、車両内外の映像（前方走行映像）及び車両内外の音声（車内会話を含む）を記録させていただきます。また、この記録データは、悪質・危険な運転行為の記録に限らず、送迎中の事故状況の確認・原因分析、送迎サービスの向上にも活用させていただきます。

送迎サービスのご提供にあたっては、習志野市運ボラの会に運転のご協力をお願いしておりますので、ドライブレコーダーに記録されたデータについて、下記に記した態様で習志野市運ボラの会においても活用させていただきます。

皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### ・取得したデータの活用方法について

- （1） 事故やトラブル等の状況の確認と分析及び原因の究明
- （2） 安全運行を行うための情報の収集及び安全運転講習への活用
- （3） ヒヤリハット情報の収集
- （4） サービス向上への活用

- ・「習志野市運転ボランティアの会」の個人情報問合せ窓口 習志野市運転ボランティアの会  
事務局長 畑中 謙一郎

以上

#### ※個人情報保護について

弊会及び習志野市運ボラの会は、上記記載の取得したデータに記録された個人情報を含む映像・音声の取り扱いについて、福祉車両の安全運行の目的、警察当局などの公的な目的による要請で開示が必要な場合を除き第三者に提供することはありません。

「習志野市社会福祉協議会」の個人情報管理に関する問い合わせ窓口 地域福祉課